

[参考]

「国土交通省:官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」によると、災害対策の指揮、情報伝達等のための施設は、構造体Ⅱ類以上、建築非構造部材A類、建築設備甲類とすることが目標とされています。これを踏まえ、災害対策支部となる総合支所の耐震安全性の分類はⅡ類・A類・甲類を目標とします。(新耐震基準の支所も含め検討を進めます。)

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類 1.5倍	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図れるものとする。
	Ⅱ類 1.25倍	<u>大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図れるものとする。</u>
	Ⅲ類 1.0倍	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図れるものとする。
建築非構造部材	A類	<u>大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図れるものとする。</u>
	B類	大地震動により建築非構造材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図れるものとする。
建築設備	甲類	<u>大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。</u>
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(参考)

自治体	対象施設	耐震安全性分類
国の機関	省庁、局	I類・A類・甲類
	局のうちブロック機関	Ⅱ類・A類・甲類
広島市	本庁舎・区役所庁舎	I類・A類・甲類
	区役所出張所	Ⅱ類・A類・甲類
大阪市	市庁舎、分庁舎	I類・A類・甲類
	区役所	Ⅱ類・A類・甲類